

山口県報

平成21年
11月30日
(月曜日)



一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十一月三十日

山口県条例第五十二号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第十六条の五第二項中「百分の百六十」を「百分の百三十五」に、「百分の百四十を」を「百分の百十五を」に改め、同条第三項中「百分の百四十」の下に「」とあり、及び「百分の百三十五」を加え、「百分の百六十」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百二十」を「百分の百二十」とあり、及び「百分の百十五」に改める。

第十六条の八第二項第一号中「百分の七十五」を「六月に支給する場合には百分の七十五(特別管理職員にあつては、百分の九五)、十二月に支給する場合には百分の六十五」に、「百分の九十五」を「百分の八十五」に改め、同項第二号中「六月に支給する場合には」及び「、十二月に支給する場合には百分の四十(特別管理職員にあつては、百分の五十)」を削る。

第二条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十六条の五第二項中「百分の百四十」を「百分の百二十五」に、「百分の百三十五」を「百分の百五十」に、「百分の百二十」を「百分

目 次

条例	一
一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	一
一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	三
一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	四

山口県知事 二 井 関 成

の百五」に、「百分の百十五」を「百分の百三十」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百五十」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百五」とあるのは「百分の五十五」と、「百分の百三十」とあるのは「百分の七十五」とする。

第十六条の八第二項第一号中「六月に支給する場合には百分の七十五（特別管理職員にあつては、百分の九十五）、十二月に支給する場合には百分の六十五」を「百分の七十」に、「百分の八十五」を「百分の九十」に改める。

（山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

第三条 山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年山口県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「百分の百六十」を「百分の百三十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百五十」に改める。

第四条 山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条中「百分の百四十」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十」を「百分の百四十五」に、「百分の百三十五」を「百分の百五十」に、「百分の百五十」を「百分の百六十五」に改める。

（知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第五条 知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和三十二年山口県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第九条ただし書中「百分の百六十」を「百分の百三十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百五十」に改める。

別表の備考中「第六条第一項第十号」を「第六条第一項第十一号」に改める。

第六条 知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第九条ただし書中「百分の百四十」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十」を「百分の百四十五」に、「百分の百三十五」を「百分の百五十」に、「百分の百五十」を「百分の百六十五」に改める。

（教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第七条 教育長の給与及び旅費に関する条例（昭和四十一年山口県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条ただし書中「百分の百六十」を「百分の百三十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百五十」に改める。

別表の備考中「第六条第一項第十号」を「第六条第一項第十一号」に改める。

第八条 教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条ただし書中「百分の百四十」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十」を「百分の百四十五」に、「百分の百三十五」を「百分の百五十」に、「百分の百五十」を「百分の百六十五」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条及び第八条の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十一月三十日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第五十三号

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年山口県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「百分の百六十」を「百分の百三十五」に改め、同条第三項中「あるのは「百分の七十五」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の八十五」を「あり、及び「百分の百三十五」とあるのは、「百分の七十五」に改める。

第十八条の四第二項第一号中「百分の七十五」を、「六月に支給する場合には百分の七十五、十二月に支給する場合には百分の六十五」に改め、同項第二号中「六月に支給する場合には「及び「十二月に支給する場合には百分の四十」を削る。

第十八条の五第二項中「一万五千九百円」を「一万七千七百円」に改める。

第二条 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「百分の百四十」を「百分の百二十五」に、「百分の百三十五」を「百分の百五十」に改め、同条第三項中「百分の百四十」とあり、及び「百分の百三十五」を「百分の百二十五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百五十」に、「百分の七十五」を「百分の八十五」に改める。

第十八条の四第二項第一号中「六月に支給する場合には百分の七十五、十二月に支給する場合には百分の六十五」を「百分の七十」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中第十八条の五第二項の改正規定は平成二十二年一月一日から、第二条の規定は同年四月一日から施行する。

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十一月三十日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第五十四号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員採用等に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十四年山口県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百六十」を「百分の百三十五」に、「百分の百八十」を「百分の百五十」に改める。

第二条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百四十」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十」を「百分の百四十五」に、「百分の百三十五」を「百分の百五十」に、「百分の百五十」を「百分の百六十五」に改める。

(一般職の任期付職員採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付職員採用等に関する条例(平成十四年山口県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項及び第三項中「百分の百六十」を「百分の百三十五」に、「百分の百八十」を「百分の百五十」に改める。

第四条 一般職の任期付職員採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第二項及び第三項中「百分の百四十」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十」を「百分の百四十五」に、「百分の百三十五」を「百分の百五十」に、「百分の百五十」を「百分の百六十五」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条及び第四条の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。